

薬食発 0930 第 17 号  
平成 27 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

「新薬剤師国家試験について」の一部改正について

薬剤師国家試験については、「新薬剤師国家試験について」（平成 22 年 1 月 20 日付け薬食発 0120 第 12 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）において示しているところです。

今般、医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験制度改善検討部会においてとりまとめられた「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針の見直しに関する中間とりまとめ」（別添）を踏まえ、下記のとおり局長通知の一部を改正しましたので、御了知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

局長通知の記の 4 を次のように改める。

4 合格基準

以下のすべてを満たすことを合格基準とすること。

- ① 問題の難易を補正して得た総得点について、平均点と標準偏差を用いた相対基準により設定した得点以上であること。
- ② 必須問題について、全問題への配点の 70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の 30%以上であること。



薬食発 0930 第 18 号  
平成 27 年 9 月 30 日

(参考 改正後全文)

薬食発 0120 第 12 号  
平成 22 年 1 月 20 日  
一部改正 平成 23 年 6 月 15 日薬食発 0615 第 1 号  
一部改正 平成 27 年 9 月 30 日薬食発 0930 第 17 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

### 新薬剤師国家試験について

平成 23 年度から実施する新たな薬剤師国家試験の問題区分及び科目については、平成 22 年 1 月 20 日付け薬食発 0120 第 10 号「薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の公布について」によりお知らせしたところであるが、医道審議会薬剤師分科会の検討を経て取りまとめた「新薬剤師国家試験について」を踏まえ、当該試験の出題形式及び解答形式等は、下記のとおりとするので、御了知の上、関係方面への周知徹底方お願いする。

### 記

#### 1 試験出題形式及び解答形式

試験は、正答肢を選択する問題（一問一答形式、正答の設問肢が一つではない形式又は解答肢のすべての組合せの中から正答肢を選択する形式）を基本とする。ただし、実践に即した問題抽出・解決能力を確認する観点から、実践の場で取り得る解答肢の中から最も適切なものを選択する問題や、明らかに誤りである解答肢や重要性が低い解答肢を選択する問題なども出題する。また、「必須問題」などの場合にあっては、設問の正誤を一問一答形式で問うことを基本とすること。

#### 2 試験問題数

試験問題数は「必須問題」が 90 問、「一般問題（薬学理論問題）」が 105 問、「一般問題（薬学実践問題）」が 150 問、合計 345 問とし、その内訳は次表のとおり

りとする。なお、薬学実践問題は、「実務」20問に加え、「実務」とそれ以外の科目とを関連させた複合問題130問とすること。

科目	問題区分				出題数計
	必須問題	一般問題			
		薬学理論問題	薬学実践問題		
物理・化学・生物	15問	45問	30問	15問 (複合問題)	60問
衛生	10問	30問	20問	10問 (複合問題)	40問
薬理	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
薬剤	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
病態・薬物治療	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
法規・制度・倫理	10問	20問	10問	10問 (複合問題)	30問
実務	10問	85問	—	20問 + 65問 (複合問題)	95問
出題数計	90問		105問	150問	345問

### 3 試験時間

新薬剤師国家試験の試験時間は、次のとおりとすること。

時間		問題区分及び科目
第 1 日	9 : 30 - 11 : 00	必須問題試験 (物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務)
	12 : 30 - 15 : 00	一般問題試験 (薬学理論問題) (物理・化学・生物、衛生、法規・制度・倫理)
	15 : 50 - 17 : 45	一般問題試験 (薬学理論問題) (薬理、薬剤、病態・薬物治療)
第	9 : 30 - 11 : 35	一般問題試験 (薬学実践問題) (物理・化学・生物、衛生) 【実務】*

13:00-	一般問題試験（薬学実践問題）
14:40	（薬理、薬剤）【実務】※
15:30-	一般問題試験（薬学実践問題）
18:00	（病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務）【実務】※

※【実務】は、実務以外の科目と関連させた複合問題として出題されるもの

#### 4 合格基準

以下のすべてを満たすことを合格基準とすること。

- ① 問題の難易を補正して得た総得点について、平均点と標準偏差を用いた相対基準により設定した得点以上であること。
- ② 必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の30%以上であること。

#### 5 過去に出題された試験問題（既出問題）の取扱い

新薬剤師国家試験における既出問題のうち、薬剤師に必要な資質を的確に確認することが可能な良質な問題として一定の評価が与えられた問題を活用することとし、その割合は、現行制度と同程度（20%程度）とすること。ただし、新薬剤師国家試験における既出問題が十分に蓄積されるまでの間の活用する割合は、この限りではないこととする。

# 薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針の見直しに関する

## 中間とりまとめ

平成 27 年 9 月 30 日

医道審議会薬剤師分科会

薬剤師国家試験制度改善検討部会

臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を輩出すべく、平成 18 年度から新たな薬学教育課程として 6 年制課程が導入されたことを受けて、平成 22 年 1 月に、医道審議会薬剤師分科会において、薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針（「新薬剤師国家試験について」。以下「基本方針」という。）を取りまとめた。平成 24 年 3 月以降、基本方針に基づき、6 年制課程に対応した薬剤師国家試験が過去 4 回実施されてきたところである。

また、平成 25 年 12 月に薬学教育モデル・コアカリキュラムが改訂され（以下「改訂モデル・コアカリキュラム」という。）、平成 27 年度入学生から適用されていることから、薬剤師国家試験についても、改訂モデル・コアカリキュラムに対応したものとすることが求められている。

そのため、医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験制度改善検討部会（以下「制度改善検討部会」という。）において、これまでの 6 年制課程に対応した薬剤師国家試験の実施状況や、改訂モデル・コアカリキュラムの内容を踏まえ、基本方針に挙げられた項目に沿って、必要な改善事項について検討していくこととした。

制度改善検討部会では、検討を進めるにあたって、まず早急に対応が必要と考えられる事項について議論することとし、その結果、優先順位の高い事項として、「合格基準のあり方」について先行して検討を行い、またその見直しにあたっての留意事項をまとめたので、ここに報告する。

### <合格基準の見直しについて>

#### 1. 現行の合格基準と見直しに係る基本的な考え方

現行の合格基準は、以下のとおりである。

以下のすべてを満たすこと。

- 1 全問題への配点の65%を基本とし、問題の難易を補正して得た実際の総得点以上であること
- 2 一般問題について、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の35%以上であること
- 3 必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の50%以上であること

6年制課程導入後の薬剤師国家試験については、現状として、年度によってその合格率に大幅な変動（平成24年：88.31%、平成25年：79.10%、平成26年：60.84%、平成27年：63.17%）が生じており、教育の現場の混乱や一定の資質を有する薬剤師の確保に対する影響が懸念される。このような状況が継続することは、「薬学の正規の6年制課程を修め卒業したという一定のレベルを有している者」が受験する資格試験において、決して望ましいとは言えない。

この原因の1つとして、6年制課程に対応した薬剤師国家試験の実施回数が少なく、受験者の学修レベルと問題の難易が合致していないことが考えられる。こうした現状において、絶対基準である得点率に基づく現行の合格基準には、受験者の学修レベルや問題の難易に関する少しの振幅で合格者数が大きく変動してしまうという問題が内包されていると考えられ、その解決策を講じる必要がある。

また、現行の合格基準では、これから薬剤師になる者として特に必要不可欠な基本的資質を確認するとともに、薬学の特定の領域に偏ることなく、各領域について一定水準以上の知識及び技能等が備わっていることを確認する目的として、必要最低点数を設けており、特に必須問題については科目ごとに配点の50%以上という比較的高い基準を設けている。

しかしながら、受験者の学修レベルと問題の難易が合致していない中で、特定の科目のみで基準を満たさないことのみをもって、薬剤師として基本的な資質がないとは必ずしも言い切ることはできないと考えられた。

以上の点に加え、今後、改訂モデル・コアカリキュラムに対応した出題基準等の変更により更なる状況の変化が見込まれること等も踏まえ、制度改善検討部会において合格基準のあり方について検討した結果、各薬科大学・薬学部における教育内容の充実や、薬剤師国家試験の作問にあたっての工夫を引き続き行いつつ、

- ① 少なくとも、良質の過去問が多数蓄積され、また出題問題のレベルと受験者の学修レベルが合致し、安定した状況になるまでの間、これまでの得点率

による絶対基準に基づく合格基準ではなく、相対基準も取り入れた新たな合格基準とする必要がある

- ② 各科目の必要最低点数については見直しが必要である

との結論に至った。

## 2. 新たな合格基準について（別紙参照）

前項の基本的な考え方にに基づき、以下のとおりとすることが適当である。

### （1）総得点について

これまでの得点率による絶対基準を見直し、平均点と標準偏差を用いた相対基準により合格者を決定する。その際、これまでの絶対基準を用いた合格基準でなくなることによる教育の現場や受験生の混乱を回避するため、当分の間、全問題への配点の 65%以上であり、かつ、以下（2）の基準を満たしている受験者は少なくとも合格となるよう合格基準を設定する。

### （2）必須問題及び一般問題ごとの基準について

必須問題全体については、これまでどおり全問題への配点の 70%以上であることとする。

また、必須問題を構成する各科目の得点については、それぞれ配点の 30%以上であることとする。

一般問題については、構成する各科目の得点に関する基準を廃止する。

### （3）難易の補正について

これまでと同様、正答率及び識別指数の低い問題については、得点を調整する。

### 3. 適用時期

新たな合格基準は、第 101 回薬剤師国家試験から適用する。なお、合格基準については、今後の試験結果や、薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂の状況等を踏まえて、定期的に見直すこととする。

### 4. 合格基準の見直しにあたっての留意事項

合格基準の見直しにあたって、制度改善検討部会として以下のとおり提言する。

- ・ 見直し後であっても、合格基準の如何にかかわらず、薬剤師として具有すべき知識・技能等を有している者を適切に評価することを、今後も堅持すべきである。
- ・ 個々の問題の内容については、概ね適切な出題がされているが、一方で一部に難易の高い問題や、標準的な内容とはかけ離れた例外的事項・副次的事項を問う出題が少なからず見られる。このため、薬剤師試験委員会における薬剤師国家試験の作問にあたっては、臨床に係る実践的な能力をはじめ、これから薬剤師となる者として基本的な資質があるかどうかを確認する出題となるよう、なお一層の工夫をすべきである。
- ・ 免許取得後において、真に国民の期待に応え得る薬剤師として適切な医療を提供していくには、卒後も生涯にわたって自己研鑽を続けていくことが重要である。このため、各薬科大学・薬学部において生涯学習や自己研鑽の重要性について十分に教育するとともに、薬剤師の生涯学習の機会が確保されるよう、国、各職能団体及び各薬科大学・薬学部等が、積極的に取り組むことが重要である。
- ・ 各薬科大学・薬学部においては、6年間の薬学教育により、学生が薬剤師として求められる基本的な資質を修得できるよう、教育内容の充実に引き続き取り組むことを要望する。

なお、制度改善検討部会では、引き続き改訂モデル・コアカリキュラムに対応した薬剤師国家試験のあり方について、見直すべき事項を検討し、最終とりまとめを行う予定である。



(別紙)

薬剤師国家試験合格基準（第 101 回より適用）

以下のすべてを満たすこと。

- 1 問題の難易を補正して得た総得点について、平均点と標準偏差を用いた相対基準により設定した得点以上であること
- 2 必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の30%以上であること